

浸水・誘導標識設置協定書

北海道電力株式会社（以下「甲」という。）と旭川市（以下「乙」という。）は、乙が洪水災害防止を目的として、乙の浸水・誘導標識（以下「標識」という。）を甲の配電線路用電柱（以下「電柱」という。）に設置することに関し、次のとおり協定する。

（電柱使用の承認）

第1条 甲は、標識の設置が、乙において電柱を使用しなければ困難な場合で、かつ甲において、電柱の維持・管理に支障とならない場合に限り、本協定の定めるところに従い、乙が標識の設置のために電柱を無償で使用することを承認する。

（標識の仕様）

第2条 乙が電柱に設置する標識の仕様は、別紙1「浸水・誘導標識の仕様および表示方法」のとおりとする。

（標識設置工事の基準）

第3条 乙が実施する標識の電柱設置工事（以下、「設置工事」という。）の基準については、別紙2「浸水・誘導標識設置工事基準」（以下、「工事基準」という。）による。

（標識の設置および撤去の届出）

第4条 乙は、設置工事、または電柱に設置した標識の撤去工事（以下、「撤去工事」という。）を実施する場合、事前に、別紙3「標識申込書兼標識承認書」および別紙4「標識明細書」に、当該電柱の写真および設置工事の場合は道路占用許可書の写しを添付して、当該電柱を管理する甲の事業所に提出し、その承認を得る。

2 乙は、設置工事または撤去工事の完了後速やかに、別紙5「標識工事完了届」および別紙4「標識明細書」に、工事後の当該電柱の写真を添付して、前項の事業所に提出する。

（工事の委託）

第5条 乙は、設置工事または撤去工事を第三者に委託する場合、電気工作物に精通した施工会社を選定する。

（維持・管理）

第6条 設置標識の維持・管理は、乙が行う。

2 甲は、工事基準を満たさない設置標識を発見したときは、乙にその内容を通知し、乙は、甲の指示に従い、速やかに当該標識に係る必要な改修を行う。

（損害賠償の免責）

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合にはその責任を有しない。

(1) 天災地変、火災その他の不可抗力に起因して、設置標識が毀損したとき。

(2) 第三者の加害行為に起因して、設置標識が毀損したとき。

(3) 甲が、電柱の維持・管理に係る業務上の行為により、設置標識を毀損したとき。
ただし、故意または重要な過失による場合を除く。

(第三者に対する加害責任)

第8条 乙は、設置工事、撤去工事または設置標識に起因して、甲または第三者に損害を与えた場合、その賠償の責めを負い、甲に一切の迷惑をかけない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する場合、乙に対し、期日を定めて是正を勧告し、乙がこれに応じないときは、ただちに本協定を解約することができる。

- (1) 乙が、本協定に違反し、またはその履行に誠意がないと甲が認めた場合
- (2) 監督官庁の改善命令等による場合

(原状回復)

第10条 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲の要求があるときは、その指定する期日までに、乙の負担において、設置標識を撤去または移設し、原状に回復する。

- (1) 当該電柱の維持・管理上、設置標識が支障となったとき。
- (2) 当該電柱の移設または補修もしくはこれらに類する工事等のために、設置標識が支障となったとき。
- (3) 本協定が期間満了または解約により終了したとき。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲、または乙から何ら申し出のない限り、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

(協議解決)

第12条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえこれを決定する。

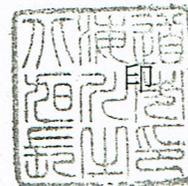
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月27日

甲 旭川市4条通12丁目1444番地の1
北海道電力株式会社 旭川支店
営業部長 宮下直也



乙 旭川市6条9丁目
旭川市長 西川将人



浸水・誘導標識の仕様および表示方法

1. 標識仕様

材質：塩化ビニル

固定具：ナイロンバンド（7か所止め）

2. 表示方法 下図のとおり

電柱番号no.3

想定
浸水深
Flood Water Depth
(projected)
0.5m
この場所は石狩川・
忠別川がはん濫する
と0.5m浸水する
可能性があります

洪水時
避難所
Evacuation Shelter
神居中学校
Kamui Junior High School
神居小学校
Kamui Elementary School

0.9km →

この場所の
標高は
約103.8m

旭川市 Ashikawa City H25

電柱番号no.50

想定
浸水深
Flood Water Depth
(projected)
4.0m
この場所は石狩川・
忠別川がはん濫する
と4.0m浸水する
可能性があります

洪水時
避難所
Evacuation Shelter
神居中学校
Kamui Junior High School
神居小学校
Kamui Elementary School

← 2.1 km

この場所の
標高は
約101.3m

旭川市 Ashikawa City H25

電柱番号no.58

想定
浸水深
Flood Water Depth
(projected)
3.0m
この場所は石狩川・
忠別川がはん濫する
と3.0m浸水する
可能性があります

洪水時
避難所
Evacuation Shelter
神居中学校
Kamui Junior High School
神居小学校
Kamui Elementary School

← 1.7 km

この場所の
標高は
約101.9m

旭川市 Ashikawa City H25

電柱番号no.75

想定
浸水深
Flood Water Depth
(projected)
0.5m
この場所は石狩川・
忠別川がはん濫する
と0.5m浸水する
可能性があります

洪水時
避難所
Evacuation Shelter
神居中学校
Kamui Junior High School
神居小学校
Kamui Elementary School

← 0.9 km

この場所の
標高は
約103.8m

旭川市 Ashikawa City H25

1500mm

300mm

浸水・誘導設置工事基準

1. 適用範囲

この基準は、甲の電柱に掲示する乙の標識の設置について適用する。

2. 電柱の使用範囲

標識の取付け箇所は、当社設備に支障が無い場合で、地表上1.5m以上4.5m以下の範囲とする。

3. 標識の取付け方法

電柱への標識の取付けは、次の各号によらなければならない。

- (1) 電柱を損傷しないよう確実・強固に設置し、昇降柱に支障がないようにする。
- (2) 使用する標識は、錆の生じにくいものを使用し、標識本体を2.0mm以上の亜鉛メッキ鉄線またはステンレスバンド等により緊縛し、堅固に取付すること。その末端は適当なスリーブ等により、突起を生じないように設置するものとする。
- (3) 標識を設置する鉄線またはステンレスバンド等と電柱に施設されているケーブルまたは接地線等とが接触する場合は、これらの被覆を損傷するおそれのないよう適当な方法で防護すること。
- (4) 標識の設置は、電柱の足場ボルト（釘）の機能に支障を生じない位置とすること。
- (5) 電柱表示板および電柱銘板を隠さないように設置すること。
- (6) 甲の電柱へ設置されている甲の設備以外に係る事案がある場合、乙は設備の所有者と協議し、解決のうえ設置すること。
- (7) 交通信号機、道路標識等の効用を阻害することのないよう設置すること。

[標第6号様式]

標識工事完了届

第 号
平成 年 月 日

北海道電力株式会社旭川支店
営業部長 宮下 直也 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 印

下記のとおり標識工事（新規・変更・廃止）を完了したので、お届けします。

記

- 1. 申込番号
- 2. 承認番号
- 3. 標識名
- 4. 電柱基数・標識個数

	国道		道々		市町村道		官公有地		民有地	
	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数
新規										
変更										
廃止										

- 5. 工事完了年月日
- 6. 連絡先
- 7. その他